

令和8年2月1日

発注者の皆様へ

公益社団法人更埴地域シルバー人材センター

新しい契約方法（包括的契約）への移行について

～令和8年4月より契約方法が変わります～

日頃より、更埴地域シルバー人材センターをご利用いただき誠にありがとうございます。

令和6年11月1日より、「フリーランス法」（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律）が施行されました。（シルバーの会員もフリーランスに該当します）

それにより、厚生労働省から全国のシルバー人材センターに向けて、フリーランス法の趣旨に則った新たな契約への変更指針が示されました。

この指針の中では「発注者」・「会員」・「センター」の三者で結ぶ包括的三者契約に変更することとされています。

当センターにおいても、この指針に則り、令和8年4月からご利用いただく全ての発注者を対象に新たな契約方法へと移行させていただくことになりました。

発注者はシルバー人材センター利用規約をご確認の上での契約になります。

なお、移行に伴う内容等は別添資料のとおりですが、お手続きや会員の就業等についての変更はございません。

契約方法の変更にご理解をいただき、これまでどおりシルバー人材センターをご利用いただきますよう併せてお願い申し上げます。

記

1. 移行する契約 **請負・委任業務が「包括的三者契約」に移行します。**

※センターを利用（仕事の依頼）する際にはシルバー人材センター利用規約及び会員業務就業規約の内容に同意して発注してください。（当センターホームページ参照）

※なお、派遣業務については変更ありません。

2. 移行時期 令和8年4月1日

3. 主な変更点 裏面参照してください。

1. 新しい契約方法（包括的三者契約）とは

今までは、発注者からの業務依頼をセンターが受け、発注者とセンターとの間で委託契約締結後に、会員にその業務を再委託していました。

これからは発注者がシルバー人材センター利用規約及び会員業務就業規約の内容に同意して、センターと利用契約を締結します。

センターは依頼された業務に係る就業条件を会員に明示し、会員が同意した場合に「発注者」・「会員」・「センター」の三者による包括的な契約関係が成立します。

形式的な契約関係が生じますが、実務面では現在と基本的には変わりません。

また、事務の流れは現行と同じですが、フリーランス法により会員への就業条件の明示が加わりました。

2. 仕事の依頼等について

- ・今までどおりセンターで受付いたします。
- ・センターは発注者と会員の間に入ってマッチングや調整を行います。
- ・センターは会員に就業条件等を明示し、会員は同意の上業務を行います。
- ・業務完了後、業務契約に基づき請求書を作成し、発注者へ送付します。(利用規約に基づきお支払いをお願いします)

3. 請求書等について

◎請求事務（請求書発行・送付・支払い等）については現行と同様です。

◎変更点 1・・請求書の内訳がセンター業務委託料と会員業務委託料の 2 つの項目に分けて記載されます。2 つをまとめた合計金額が請求金額となります。

◎変更点 2・・適格請求書（インボイス）の適用の有無が生じます。

(1) センター業務委託料（現状の事務費分）については、センターは適格請求書発行事業者のため消費税に係る適格請求書（インボイス）を交付します。（消費税等が記載されています）

(2) 会員業務委託料（現状の配分金、会員への報酬）については、会員は消費税免税事業者のため消費税に係る適格請求書（インボイス）を発行することができません。（消費税額は記載されません）

※会員は基本的には年間の課税売上高が 1,000 万円以下の消費税免税事業者のためです。

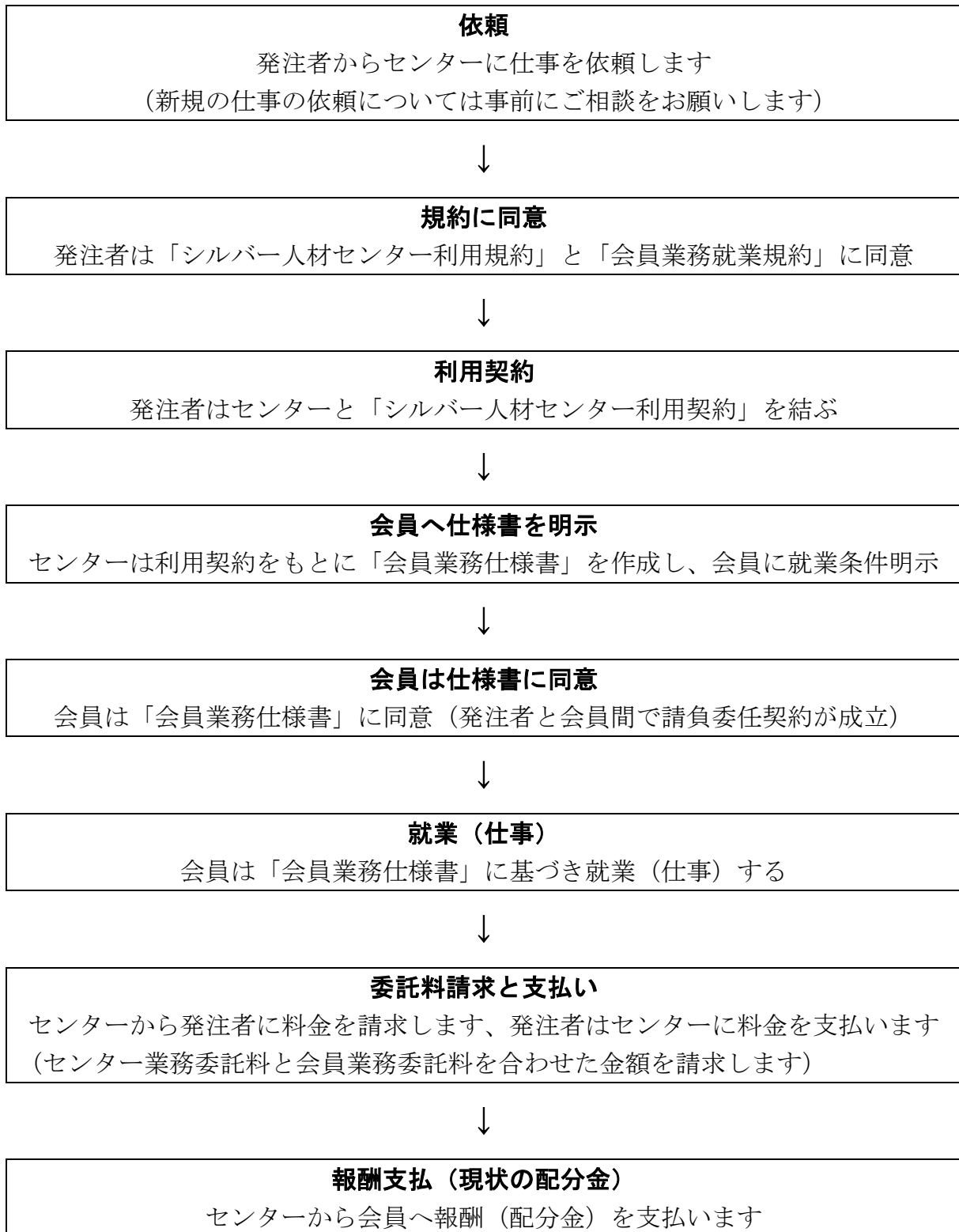
※会員業務委託料分については消費税の仕入税額控除が適用されません。

●免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置について。

- ・令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までは仕入税額控除 8 割です。
- ・令和 8 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までは仕入税額控除 5 割です。
- ・令和 11 年 10 月 1 日からは控除なしです。

※詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

○新しい契約方法（包括的契約）の流れ



○請求書のイメージ（令和8年4月以降）

請 求 書	令和 8年 月分 請求番号	請求年月日 令和 8年 月 日	(1/1)
御中		〒387-0011 千曲市大字杭瀬下820-3	

いつもご利用いただき、誠にありがとうございます。

◎お近くの金融機関窓口またはATM・インターネットバンキングでお振り込み手続きをお願い致します。

電話番号 026-272-5630
 公益社団法人 更埴地域
 シルバー人材センター
 理事長 森 義一郎



今回御請求額 **¥108,782** お支払いは令和 8年 月 日
 までをお願いいたします。

請求内訳	①センター業務委託料 適格請求書分 公益社団法人 更埴地域 シルバー人材センター 登録番号 T7100005010531	請求額	内消費税額	適格請求書 インボイス
		¥8,982 10%対象 ¥8,982 8%対象 ¥0	¥816 ¥0	
	②会員業務委託料 非適格請求書分	¥99,800		非適格請求書
契約別明細	契約番号 契約件名	①センター業務委託料	②会員業務委託料	
	屋内清掃 一式	¥8,982	¥99,800	¥108,782

フリーランス法の施行に伴い、請求書の内訳は①センター業務委託料（現状の事務費）と②会員業務委託料（現状の配分金）に分かれて記載されます。

①センター業務委託料は仕入税額控除できますが、②会員業務委託料については、会員が免税事業者等の理由から仕入控除の対象になりません。